

A_soun_D～あさうんど～会則

(名称)

第1条 本会は「A_soun_D」（あさうんど）と称する

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表の現住所に置く

(目的及び組織)

第3条 本会は、阿佐ヶ谷地域の住民がコミュニケーション・交流を深めるまちづくりに関する活動を行うことを目的とする

(会議と開催)

第4条 本会は、会議を阿佐ヶ谷（杉並区阿佐谷）とし、上記の目的のため月1回以上開催する

(代表者と運営者)

第5条 本会は代表者を含め5人以上の運営者を置く
運営者は毎月1回定例会を開き、企画などについて協議する

(会員)

第6条 本会の正会員はこの会の目的に賛同し、入会した者とする

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、入会時に代表の承認を得るものとする

(会費)

第8条 正会員は、以下に定める会費を納入しなければならない

1. 事業年度4月から、600円/年間
2. 途中入会は入会月から事業年度末まで、50円/月会費を一括納入とする
3. 尚、初年度に限り、2020年8月より翌年3月までの月々50円/8ヵ月分の一括納入とする

(退会)

第9条 正会員は退会届を代表に提出し、任意に退会することができる
また、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす

1. 本人が死亡したとき
2. 会費を1年以上納入しないとき

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 会計 1名
4. 監査 1名

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする
ただし、再任を防げない

(職務)

第12条 代表は、本会を代表して会務をに掌る

1. 副代表は代表を補佐し、代表の事故あるときは職務を代理する
2. 会計は、本会の会計を担う

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会の議決によりこれを解任することができる

1. 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする

2. 総会は、以下の事項について議決する
 1. 会則、事業等の変更
 2. 解散
 3. 事業報告及び収支決算
 4. 役員を選任及び解任
3. 総会は正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない

(経費等)

第15条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる

(事業報告及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て正会員の承認を得なければならない

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(委任)

第18条 本会則の施行にあたり必要な事項は代表が正会員にはかり別で定める

(変更)

第19条 本会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない

附 則

本会則は、2020年8月1日より施行する